

第84回 定時株主総会 招集ご通知

●開催日時

2019年9月27日（金曜日）午前10時

●開催場所

東京都渋谷区代々木三丁目25番3号

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 地下1階ホール

●目次

第84回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	2
計算書類	14
監査報告書	26
株主総会参考書類	28

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。何卒ご理解くださいますよう
お願い申し上げます。

西川計測株式会社

証券コード：7500

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
西川計測株式会社
取締役社長 田中勝彦

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年9月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年9月27日（金曜日）午前10時
（受付開始時間：午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号
あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 地下1階ホール |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 第84期（自2018年7月1日 至2019年6月30日）
事業報告および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

-
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nskw.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2018年7月1日)
(至 2019年6月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題、地政学リスクの高まりなどにより、先行きの不透明感が増加したものの、技術革新を踏まえた成長分野への投資、人手不足に伴う省力化投資の需要は底堅く、全体では緩やかな成長となりました。

このような状況のもとで当社は、中期経営計画“CD2019”の、基本戦略である「基幹ビジネスの拡大」「R&Dビジネスの強化」「独自のソリューション展開」を推進し、収益の向上を図ってまいりました。

その結果、当事業年度はライフライン（電気・ガス・水道）関連が堅調に推移したことに加え、石油化学・半導体・通信・自動車関連が好調となり、「受注高」は332億1百万円（前期比12億70百万円増）、「売上高」は、331億28百万円（前期比58億65百万円増）となりました。利益面は、増収に伴う利益の増加により「営業利益」は23億46百万円（前期比9億61百万円増）、「経常利益」は24億23百万円（前期比9億87百万円増）、「当期純利益」は17億78百万円（前期比8億5百万円増）となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

制御・情報機器システム（PA、FA）部門

当部門につきましては、水道やエネルギーなどの国内ライフラインが堅調に推移した他、石油・化学プラントの大型定期修繕、半導体メーカーの設備投資等により、受注高は173億59百万円（前期比28百万円増）、売上高は180億64百万円（前期比37億60百万円増）となりました。

計測器（測定器、計測システム）部門

当部門につきましては、大手通信キャリア向けに通信機器が伸長し、受注高は46億33百万円（前期比7億80百万円増）、売上高は43億13百万円（前期比3億26百万円増）となりました。

分析機器（ラボ分析計）部門

当部門につきましては、食品・薬品、半導体向けが堅調に推移し、受注高は72億84百万円（前期比55百万円減）、売上高は76億12百万円（前期比8億53百万円増）となりました。

産業機器・その他部門

当部門につきましては、自動車向けの研究開発試験装置などが好調となり、受注高は39億23百万円（前期比5億16百万円増）、売上高は31億38百万円（前期比9億24百万円増）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は、1億22百万円でした。その主なものは、九州支社の施設工事43百万円、分析ラボラトリーの分析機器11百万円、業務システムの改良11百万円などで、その資金は全て自己資金で賄いました。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当ございません。

(4) 事業の譲受けの状況

該当ございません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当ございません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当ございません。

(7) 対処すべき課題

現在、当社を取り巻く事業環境においては、エネルギーの自由化、AIやIoT技術の革新、通信の高速化等、大きく変化しており、顧客ニーズの多様化・高度化が進んでおります。

このような状況の中、当社は、今後の事業展開において業容を拡大し、経営基盤を安定させるためには、「収益基盤の強化」と「コーポレートガバナンスの充実」が課題であると考えております。

「収益基盤の強化」につきましては、中期経営計画“CD2019”のテーマである「基幹ビジネスの拡大」「R&Dビジネスの強化」「独自のソリューション展開」を推進するとともに、エンジニアリング力の向上、安全と品質の追求、社員教育への投資等によりエンジニアリング商社としての付加価値を上げ、収益の向上に努めてまいります。

「コーポレートガバナンスの充実」につきましては、経営環境の変化に対応できる体制を構築すべく、意思決定の迅速化、業務執行の妥当性・透明性に向けた経営と監督の分離、内部統制の一層の整備とコンプライアンス体制の強化、そして株主・投資家を重視した適切で公正な情報提供に継続的に取り組んでまいります。

(8) 財産および損益の状況

区 分	2015年度 (第 81 期)	2016年度 (第 82 期)	2017年度 (第 83 期)	2018年度(当期) (第 84 期)
受 注 高(千円)	27,889,351	29,209,596	31,931,085	33,201,164
売 上 高(千円)	26,232,349	28,661,407	27,263,718	33,128,779
経 常 利 益(千円)	1,382,379	1,503,962	1,435,717	2,423,291
当 期 純 利 益(千円)	876,712	1,026,758	972,484	1,778,390
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	256円07銭	299円90銭	286円97銭	528円57銭
純 資 産(千円)	7,267,223	8,585,157	9,385,698	10,781,087
総 資 産(千円)	17,762,762	19,588,723	21,101,832	22,971,230

(9) 重要な親会社および子会社の状況

該当ございません。

(10) 主要な事業内容 (2019年6月30日現在)

当社は、横河電機株式会社、横河ソリューションサービス株式会社およびアジレント・テクノロジー株式会社の代理店であり、技術商社として、制御情報機器、計測器、分析機器等の販売とそれに伴うエンジニアリング、ソフトウェア開発、計装工事、保守サービスを行っております。

(11) 使用人の状況 (2019年6月30日現在)

区 分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	313名	14名増	42.2歳	16.8年
女 性	87名	4名増	41.3歳	15.6年
合 計 または平均	400名	18名増	42.0歳	16.5年

(12) 主要な営業所 (2019年6月30日現在)

本社 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号
支社 関西支社 (神戸市)
九州支社 (大分市)

営業所 鶴岡営業所 (鶴岡市) 福島営業所 (いわき市)
宇都宮営業所 (宇都宮市) 埼玉営業所 (さいたま市)
千葉営業所 (千葉市) 多摩営業所 (八王子市)
横浜営業所 (横浜市) 海老名営業所 (海老名市)
大阪営業所 (大阪市) 熊本営業所 (熊本市)
大牟田営業所 (大牟田市) 沖縄営業所 (那覇市)

(13) 主要な借入先 (2019年6月30日現在)

該当ございません。

(14) その他会社の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,432,475株
- (3) 株主数 902名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
横河電機株式会社	442,400株	13.14%
株式会社ブロードピーク	406,200株	12.07%
西川 徹	240,800株	7.15%
西川計測社員持株会	231,300株	6.87%
西川 隆 司	198,300株	5.89%
株式会社三井住友銀行	120,000株	3.56%
日本生命保険相互会社	80,000株	2.37%
重田 康 光	77,000株	2.28%
下中 佳 生	63,000株	1.87%
株式会社光通信	61,600株	1.83%

(注) 当社は、自己株式67,942株を保有しておりますが、上記には含めておりません。

また、持株比率は、当該自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当ございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2019年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	西 川 徹	
代表取締役社長	田 中 勝 彦	
常 務 取 締 役	砂 子 司	営業統括本部長
取 締 役	小 林 俊 弥	コーポレート本部長
取 締 役	八 木 孝 憲	営業統括本部副本部長
取 締 役	須 田 真	公共営業本部長兼営業統括本部室長
取 締 役 (常勤監査等委員)	石 川 博 史	
取 締 役 (監査等委員)	野 田 謙 二	野田総合法律事務所パートナー弁護士
取 締 役 (監査等委員)	宇佐美 豊	公認会計士、税理士 東芝機械株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 野田謙二氏および宇佐美豊氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役である野田謙二氏および宇佐美豊氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 宇佐美豊氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役 (監査等委員を除く) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、石川博史氏を常勤監査等委員として選定しております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監査等委員を除く)	7名	299,996千円
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	23,100千円 (9,300千円)
合 計 (うち社外取締役)	10名 (2名)	323,096千円 (9,300千円)

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には当事業年度中に計上した役員賞与(取締役174,446千円)を含んでおります。
2. 当事業年度末の監査等委員を除く取締役の員数は6名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。
3. 監査等委員を除く取締役の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第80回定時株主総会において年額300百万円以内(ただし使用人分給与を含まない)と決議いただいております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年9月29日開催の第80回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- イ. 取締役 野田謙二氏は、当社の顧問弁護士事務所である野田総合法律事務所のパートナー弁護士であります。
- ロ. 取締役 宇佐美豊氏は、東芝機械株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況	発 言 状 況
社外取締役 (監査等委員)	野田 謙二	取締役会 11回/12回 監査等委員会 11回/12回	取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。
	宇佐美 豊	取締役会 10回/12回 監査等委員会 10回/12回	取締役会においては、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。 監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項の協議等を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役である野田謙二氏、宇佐美豊氏の両氏と、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度額として責任を負担するものとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,800千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査項目別監査時間および監査報酬の推移並びに過年度の監査計画の実績の状況を把握し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保する体制

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 行動規範を制定し、法令遵守および経営倫理尊重を企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ. コンプライアンス全体を統括する組織として、管理部門担当取締役を責任者とする「リスク管理コンプライアンス委員会」を設置する。市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、当体制において毅然とした態度で対応する。

ハ. 法令違反を未然に防ぐため「内部通報制度」を整備し全社員への周知を図る。通報を受けた「スピークアップ委員会」および弁護士事務所は通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な取扱いを行わないものとする。

ニ. 業務部門から独立した内部監査部門を設置し、全部門の業務プロセスを監視して不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

ホ. 財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、その実現に向けて「内部統制委員会」を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに定められた期間保管する。取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

取締役会議事録 株主総会議事録 重要な会計諸帳簿 重要な起案書

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理を推進する組織として、管理部門担当取締役を責任者とする「リスク管理コンプライアンス委員会」を設置する。

ロ. 業務プロセスに関する統制は、主として業務管理部門・経理部門が担い、社内規程に適合した業務処理を指導する。

ハ. 情報システム部門は「情報セキュリティ基本方針」を策定し、各部門の情報管理の徹底を図る。

ニ. 大規模な事故、災害等が発生した場合は、社長を本部長とする危機対策本部を設置するなど危機対応のためのマニュアルを整備する。

ホ. 職場や工事現場の安全・衛生管理は「安全衛生管理規程」に則り、推進組織として「安全衛生委員会」が監督・指導を行い労働安全の確保を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し、取締役の職務執行の監督、経営の基本方針、重要事項の決定を行う。
 - ロ. 取締役会を補完し、取締役の業務執行が機動的に行われるよう、執行役員を含む「経営マネジメント会議」を毎月1回開催し、事業環境の変化に即応する体制をとる。
 - ハ. 職務執行については、中長期経営計画に基づき、各年度計画を立案し、各部門計画に連鎖させる。取締役（監査等委員である取締役を除く。）は各部門における部門計画の執行状況について「経営予算会議」（月例）および役員によるヒアリング（適時）において指導、監督する。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、企業集団が存在しないので該当事項はありません。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
- イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査等委員会の業務補助のための監査スタッフを置く。
 - ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、監査スタッフの人事については、取締役は監査等委員会の意見を尊重する。
 - ハ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置について、監査等委員会と業務執行側からの指揮命令が相反しないように配慮する。両者の指揮命令が相反する場合、補助使用人は監査等委員会からの指揮命令を優先する。
- ⑦ 監査等委員会への報告体制
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - ロ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、監査等委員会から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告を行う。
 - ハ. 監査等委員会に報告をした者は、当該報告を行ったことを理由として解雇その他のいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。
- 二. 監査等委員は、経営マネジメント会議、経営予算会議をはじめとする重要会議への出席、起案書等重要な文書の閲覧および監査等委員会として事業所への定期的な往査を通じ、経営全般の監査を行い透明性、客観性の確保に努める。なお、当該監査等委員は、会計監査人から会計監査結果について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査等委員会は、代表取締役社長および取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行う。
 - ロ. 監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行う。
- ハ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出をした費用等の償還の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. リスク管理コンプライアンス委員会を毎月開催し、法令遵守ならびに法改正に対する対応状況、および反社会的勢力との取引遮断などの実施状況を確認し、コンプライアンスの徹底を図っております。
 - ロ. 内部統制委員会を毎月開催し、定期的な「財務報告に係る内部統制の基本方針」の見直しや、内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適切な是正改善と、必要に応じて再発防止への取り組みを実施しております。
- ② 損失の危険の管理に対する体制
 - イ. リスク管理コンプライアンス委員会において経営に重大な影響を及ぼすリスクの抽出と対応状況の進捗を確認しております。
 - ロ. 安全衛生委員会を毎月開催し、職場における安全衛生の推進ならびに安全管理者による工事現場パトロールを定期的を実施し、現場作業の安全意識向上を図っております。
- ③ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と内部監査部門は、四半期毎に会計監査人から会計監査結果について説明を受けるとともに情報交換ならびに連携の強化を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	19,416,504	流動負債	12,069,874
現金及び預金	8,460,069	電子記録債務	3,716,007
受取手形	650,282	買掛金	4,830,844
電子記録債権	1,594,922	リース債務	12,111
売掛金	6,517,252	未払金	391,492
商品	1,783,391	未払費用	215,845
前渡金	372,211	未払法人税等	514,804
前払費用	37,126	前受金	1,984,536
その他	1,247	預り金	341,573
固定資産	3,554,726	工事損失引当金	4,410
有形固定資産	266,341	その他	58,249
建物	194,508	固定負債	120,268
構築物	11	リース債務	20,792
機械装置	0	長期未払金	61,589
工具器具備品	35,341	退職給付引当金	37,886
土地	6,172	負債合計	12,190,143
リース資産	30,307	純資産の部	
無形固定資産	84,865	株主資本	9,612,569
ソフトウェア	77,955	資本金	569,375
電話加入権	5,094	資本剰余金	815,226
リース資産	1,815	資本準備金	814,474
投資その他の資産	3,203,519	その他資本剰余金	751
投資有価証券	2,575,720	利益剰余金	8,387,050
役員保険積立金	308,924	利益準備金	125,475
繰延税金資産	58,197	その他利益剰余金	8,261,575
破産更生債権等	841	別途積立金	709,000
その他	260,636	繰越利益剰余金	7,552,575
貸倒引当金	△801	自己株式	△159,081
資産合計	22,971,230	評価・換算差額等	1,168,517
		その他有価証券評価差額金	1,168,517
		純資産合計	10,781,087
		負債及び純資産合計	22,971,230

損 益 計 算 書

(自 2018年7月1日)
(至 2019年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		33,128,779
売 上 原 価		26,138,815
売 上 総 利 益		6,989,963
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,643,259
営 業 利 益		2,346,704
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	226	
受 取 配 当 金	42,320	
保 険 解 約 返 戻 金	19,235	
固 定 資 産 売 却 益	8,901	
そ の 他	7,620	78,303
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	320	
そ の 他	1,395	1,716
経 常 利 益		2,423,291
税 引 前 当 期 純 利 益		2,423,291
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	694,740	
法 人 税 等 調 整 額	△49,839	644,900
当 期 純 利 益		1,778,390

株主資本等変動計算書

(自 2018年7月1日)
(至 2019年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
					別 途 積 立	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	569,375	814,474	751	815,226	125,475	709,000	6,043,349	6,877,824
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△269,165	△269,165
当 期 純 利 益							1,778,390	1,778,390
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,509,225	1,509,225
当 期 末 残 高	569,375	814,474	751	815,226	125,475	709,000	7,552,575	8,387,050

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△158,943	8,103,482	1,282,334	△118	1,282,216	9,385,698
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△269,165				△269,165
当 期 純 利 益		1,778,390				1,778,390
自己株式の取得	△138	△138				△138
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△113,817	118	△113,699	△113,699
当期変動額合計	△138	1,509,087	△113,817	118	△113,699	1,395,388
当 期 末 残 高	△159,081	9,612,569	1,168,517	-	1,168,517	10,781,087

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

得意先の仕様に……………個別法による原価法(収益性の低下による簿価
に基づく発注商品 切下げの方法)

常備保管商品……………移動平均法による原価法(収益性の低下による
簿価切下げの方法)

その他保守用品……………最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下
げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物
および2016年4月1日以降に取得した建物附
属設備・構築物については、定額法によってお
ります。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物・構築物 5～50年

機械装置・工具器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下の通りです。
ソフトウェア(自社利用分) 5年

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る リース資産について、リース期間を耐用年数と し、残存価額を零とする定額法によってお ります。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当該事業年度末における手持ち工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることのできる工事について損失見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債務（予定取引を含む）

③ ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で行っております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象に関する条件が完全に同一であるため、有効性の評価は省略しております。
- (2) 消費税および地方消費税の会計処理
税抜方式にて処理しております。

会計方針の変更

該当事項はありません。

表示方法の変更

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正等の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

貸借対照表の注記

1. 金額は千円未満の端数を切り捨てております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 596,215千円
3. 担保に供している資産
投資有価証券のうち、149,398千円を仕入債務3,003,017千円の担保に供しております。
4. 保証債務
当社従業員向住宅資金銀行貸付保証制度による金融機関からの貸付に対する保証債務は、20,175千円であります。
5. 期末満期手形および電子記録債権
期末日満期手形および電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形および電子記録債権が、事業年度末残高に含まれております。
受取手形 30,651千円
電子記録債権 19,094千円

損益計算書の注記

金額は千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書の注記

- 金額は千円未満の端数を切り捨てております。
- 当事業年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 3,432,475株
- 当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 67,942株
- 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年9月27日 定時株主総会	普通株式	269,165千円	80.00円	2018年 6月30日	2018年 9月28日

- 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年9月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	504,679千円	150.00円	2019年 6月30日	2019年 9月30日

税効果会計の注記

- 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

未払事業税	36,412千円
未払金	54,881千円
工事損失引当金	1,345千円
投資有価証券	145,981千円
退職給付引当金	11,563千円
退職給付信託	244,160千円
貸倒引当金	244千円
長期未払金	18,796千円
資産除去債務	10,358千円
その他	15,147千円
繰延税金資産小計	538,892千円
評価性引当額	177,012千円
繰延税金資産合計	361,880千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	303,682千円
繰延税金資産の純額	58,197千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主な項目別内訳

法定実効税率	30.52%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.24%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.11%
住民税均等割等	0.74%
賃上げ・生産性向上のための税制による控除	△4.60%
その他	△0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.61%

金融商品の注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については現状は外部からの借入れを行っておらず、運転資金として必要な場合には銀行等金融機関から短期的な借入れを行います。

受取手形・電子記録債権および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。デリバティブ取引は買掛金の為替変動リスクを回避する目的で利用し、その他の目的では利用しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,460,069	8,460,069	—
(2) 受取手形	650,282	650,282	—
(3) 電子記録債権	1,594,922	1,594,922	—
(4) 売掛金	6,517,252	6,517,252	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券	2,574,584	2,574,584	—
資 産 計	19,797,112	19,797,112	—
(1) 電子記録債務	3,716,007	3,716,007	—
(2) 買掛金	4,830,844	4,830,844	—
(3) 未払金	391,492	391,492	—
(4) 未払法人税等	514,804	514,804	—
負 債 計	9,453,148	9,453,148	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)売掛金

これらは1年以内に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)電子記録債務、(2)買掛金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらは1年以内に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

振当処理の要件を満たしている為替予約は、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2)

非上場株式(貸借対照表計上額1,136千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

持分法損益等の注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引の注記

法人主要株主の関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員 の兼任等	事業上の 関係				
法人 主要株 主が議 決過半 を有し ている 会社	横河ソリューションサービス(株)	東京都 武蔵野市	3,000,000	制御機器・ 計測機器の 販売	-	-	代理店契 約に基づ く商品仕 入等	商品の 仕入	5,822,713	買掛金	2,839,943
	横河計測(株)	東京都 武蔵野市	90,000	計測機器の 販売	-	-	代理店契 約に基づ く商品仕 入等	商品の 仕入	915,578	買掛金	316,689

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件および取引条件の決定方針等

商品の仕入価格については、当社と横河ソリューションサービス(株)間および当社と横河計測(株)間で締結しております代理店契約に基づき決定しております。

1 株当たり情報の注記

1. 1株当たり純資産額	3,204円33銭
2. 1株当たり当期純利益	528円57銭
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益	1,778,390千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	1,778,390千円
普通株式の期中平均株式数	3,364,560株

退職給付関係の注記

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。
退職一時金制度は非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっております。
なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	827,376千円
勤務費用	52,716千円
利息費用	6,619千円
数理計算上の差異の発生額	△10,860千円
退職給付の支払額	△32,470千円
退職給付債務の期末残高	843,380千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	—千円
数理計算上の差異の発生額	△14千円
事業主からの拠出額	800,000千円
年金資産の期末残高	799,985千円

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の債務	843,380千円
年金資産	△799,985千円
未認識数理計算上の差異	△5,508千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	37,886千円

退職給付引当金	37,886千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	37,886千円

(4)退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	52,716千円
利息費用	6,619千円
数理計算上の差異の費用処理額	2,052千円
退職給付費用	61,388千円

(5)年金資産の主な内訳

円貨短期資金	100%
--------	------

(注)年金資産は、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託であります。

(6)退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.8%
数理計算上の差異の処理年数	10年 (定額法)

3. 確定拠出年金制度

当社の当事業年度における確定拠出年金制度への要拠出額は、63,786千円であります。

重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年8月5日

西川計測株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	江口泰志 ㊟
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	寺岡久仁子 ㊟
業務執行社員		

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西川計測株式会社の2018年7月1日から2019年6月30日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

2019年8月5日

西川計測株式会社 監査等委員会

監査等委員	石川博史	Ⓔ
監査等委員	野田謙二	Ⓔ
監査等委員	宇佐美豊	Ⓔ

(注) 監査等委員 野田 謙二及び宇佐美 豊は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策のひとつと位置付けており、当社の企業価値の向上を図りつつ、経済情勢、業界動向、今後の事業展開を総合的に判断し、年間の配当性向30%を目途に配当水準の確保に努めております。また、一時的な要因で業績が悪化した場合においても、株主資本配当率を踏まえた安定的な配当の維持を基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当社基本方針に基づき、当期の業績および財務状況を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 150円 総額 504,679,950円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年9月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	にし かわ とおる 西 川 徹 (1950年2月14日生)	1975年4月 当社入社 1989年7月 営業企画部長 1991年9月 取締役 1993年7月 取締役副社長 1995年9月 代表取締役社長 2013年7月 代表取締役会長（現任）	240,800株
2	た なか かつ ひこ 田 中 勝 彦 (1955年3月14日生)	1977年4月 当社入社 2000年9月 執行役員エンジニアリング本部副本部長 2004年9月 取締役エンジニアリング統括本部長 2010年9月 常務取締役エンジニアリング統括本部長兼エネルギー営業本部長 2011年9月 専務取締役エンジニアリング統括本部長 2013年7月 代表取締役社長（現任）	25,500株
3	すな こ つかさ 砂 子 司 (1956年10月22日生)	1979年4月 当社入社 2000年9月 執行役員公共営業本部長 2010年9月 取締役公共営業本部長 2017年7月 取締役営業統括本部長兼営業統括本部室長 2017年9月 常務取締役営業統括本部長兼営業統括本部室長 2018年7月 常務取締役営業統括本部長（現任）	11,700株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	小林 俊 弥 (1954年10月12日生)	1978年 4月 当社入社 2001年 7月 総務部長 2005年 7月 経営企画部長 2017年 7月 執行役員コーポレート本部長 2017年 9月 取締役コーポレート本部長 (現任)	10,300株
5	八木 孝 憲 (1956年 9月27日生)	2012年 2月 当社入社 2014年 7月 執行役員首都圏営業本部長 2017年 9月 取締役営業統括本部副本部長兼首都圏営業本部長 2018年 7月 取締役営業統括本部副本部長 2019年 7月 取締役営業統括本部副本部長兼首都圏営業本部長 (現任)	3,000株
6	須田 真 (1963年 5月 4日生)	1987年 4月 当社入社 2012年 7月 執行役員公共営業本部長 2018年 7月 常務執行役員公共営業本部長兼営業統括本部室長 2018年 9月 取締役公共営業本部長兼営業統括本部室長 2019年 7月 取締役公共営業本部長兼営業統括本部室長兼サービス本部長 (現任)	5,100株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	いし かわ ひろ し 石川博史 (1954年6月26日生)	1977年4月 当社入社 2001年7月 人事企画部長 2014年9月 監査役 2015年9月 取締役（常勤監査等委員）（現任）	3,500株
2	の だ けん じ 野田謙二 (1956年7月13日生)	1990年4月 弁護士登録 1995年4月 野田純生法律事務所（現野田総合法律事務所）入所 2006年9月 当社社外監査役 2015年9月 社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
3	※ くま ざわ けん いち 熊澤賢一 (1970年8月29日生)	1998年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2002年11月 公認会計士登録 2009年7月 税理士登録	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 野田謙二氏および熊澤賢一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 野田謙二氏は、社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、幅広い知識と見識を有していることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。
5. 熊澤賢一氏は、公認会計士および税理士として企業会計に精通し、豊富な経験と見識を有していることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 当社は、野田謙二氏と、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度額として責任を負担するものとしており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

また、熊澤賢一氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 野田謙二氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。同氏の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）であったことがあります。
8. 当社は、野田謙二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。なお、野田謙二氏は当社との間で顧問弁護士契約を締結している野田総合法律事務所のパートナー弁護士にあたりますが、当社が直前事業年度に同事務所に支払った報酬額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
また、熊澤賢一氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
たの ちか さち え 爲 近 幸 恵 (1980年7月12日生)	2005年10月 弁護士登録 石寄信憲法律事務所（現石寄・山中総合 法律事務所）入所 2007年6月 能代ひまわり基金法律事務所入所 2009年6月 石寄・山中総合法律事務所入所 2017年1月 高井&パートナーズ法律事務所入所	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 爲近幸恵氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 爲近幸恵氏は、会社の経営に関与した経験を有しておりませんが、弁護士として企業法務に精通し、幅広い知識と見識を有していることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、爲近幸恵氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、爲近幸恵氏との間で、法令が定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

メ 毛

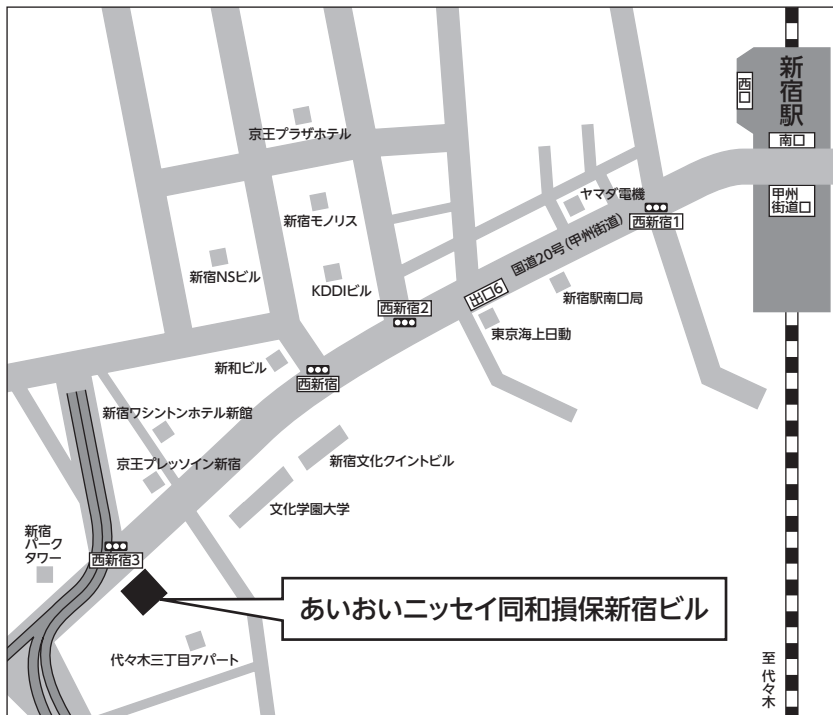
A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区代々木三丁目25番3号

あいおいニッセイ同和損保新宿ビル 地下1階ホール

電話 03-5371-5436



交通のご案内

●JR新宿駅 南口または甲州街道口より徒歩13分

●都営新宿線 (京王新線) 新宿駅 新都心口 出口6より徒歩8分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。